

定期健康診断 報告様式：定期健康診断結果報告書（様式第6号 帳票番号80311）

◎ 派遣中の労働者については派遣元で実施してください。

- ◎ 常時使用する全ての労働者に対し、1年以内ごとに一回、健康診断の実施が必要です。
- ◎ 一定の有害な業務に従事する労働者に対しては、6ヶ月以内ごとに一回、健康診断の実施が必要です。
- ◎ 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、上記健康診断の結果を監督署に報告することが必要です。

◎ 健康診断実施の義務は、事業場規模に関係ありません。全ての事業場に実施義務があります。

パート労働者にも健康診断が必要？

～ 常時使用する労働者とは ～
パート、アルバイト等の雇用形態にかかわらず、下記①・②の両方を満たす場合には健康診断の実施が必要です。

- ① 1年以上の長さで雇用契約をしているか、または、雇用期間を全く定めていないか、あるいは既に1年以上引き続いて雇用した実績があること。
- ② 一週間あたりの労働時間数が通常の労働者の4分の3以上であること。

※ 上記の②にあたらない場合でも、①に該当し、同種の業務に従事する労働者の一週間の所定労働時間の概ね2分の1以上の労働時間数を有する者に対しても、健康診断を実施することが望ましいとされています。

◎ 従来労働者数50人以上であった事業場が、50人未満となった場合の取扱い

- ・ 健診は引き続き行う必要があります。
- ・ 監督署への報告は不要になります。

6ヶ月に1回、健診が必要な業務とは？ ～ 特定業務従事者の健康診断、歯科医師による健康診断 ～

イ.	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ.	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ.	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ.	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ.	異常気圧下における業務
ヘ.	さく岩機、鉚打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
ト.	重量物の取扱い等重激な業務
チ.	ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ.	坑内における業務
ヌ.	深夜業を含む業務 ※ 深夜業とは、午後10時～午前5時までの業務をいいます。
ル.	水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ.	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
ワ.	病原体によって汚染の恐れが著しい業務
カ.	その他労働大臣が定める業務 ※ 現在、特に定められた業務はありません。

歯科医師による健康診断が必要な業務	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗（ふつ）化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
-------------------	--

※ ただし胸部エックス線検査及び喀（かく）痰（たん）検査については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとされます。

◎ その他安全衛生規則で定める一般健康診断には、海外派遣労働者の健康診断（45条の2）、結核健康診断（46条）、給食従業員の検便（47条）について定めがあり、該当の場合には実施することが必要です。ただし、いずれも監督署への報告義務はありません。

有機溶剤等健康診断 報告様式：有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2 帳票番号38051）

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

- ◎ 第一種、第二種有機溶剤等を使い、屋内作業場等有機溶剤業務※1を行う場合
- ◎ 第三種有機溶剤等を使い、タンク等の内部（通風の不十分な屋内作業場など）で有機溶剤業務を行う場合

※1 「有機溶剤業務」とは
有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）裏面の別表1の業務をいいます。

上記の業務に従事する労働者に対し、次の際に健康診断の実施が必要です。

- (1) 雇入れや配置換えなど、その業務に就くこととなったとき
- (2) その後6ヶ月以内ごとに一回定期に
- (3) その他医師が必要と認めるとき

- ◎ 定期に実施した健康診断については、遅滞なく監督署に報告することが必要です。
- ◎ 事業場規模（労働者数）にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ 業務を廃止した場合には、実施、報告とも不要になります。

特定化学物質健康診断 報告様式：特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号 帳票番号80305）

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

- ◎ 特定化学物質のうち、第一類、第二類物質を製造、取り扱う場合※2
- ◎ 製造等が禁止される有害物等を試験研究のために製造、使用する場合※2
- ◎ 上記の物のうち一定のものの製造、取り扱いに、過去、従事させたことのある労働者を現に使用している場合※3

※2 エチレンオキシド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断は必要ありませんが、安衛則第45条に基づき特定業務従事者の健康診断を行う必要があります。
特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）裏面のコードのうち、特別有機溶剤（242, 244～249, 251～255）ほか、239, 243, 250, 256, 257については、業務内容その他によって対象から除かれるものがあります。

※3 過去、従事させたことのある労働者に対し、健康診断の必要な業務は、特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）裏面の別表に掲げる業務のうち、次のものです。

コード 002, 005, 006, 101, 102, 104～107, 205, 206, 208, 211, 212, 214, 219, 221, 224, 226, 229, 230, 232, 237～244, 249, 250, 256, 257
ただし・208, 232については、これらを製造する事業場で取り扱った場合のみ対象。
・211, 221については、これらを鉱石から製造する事業場で取り扱った場合のみ対象。
・239, 242, 243, 244, 249, 250, 256, 257については、業務内容その他によって対象から除かれるものがあります。

※その他、詳細は法令をご確認ください。ご不明な場合は所轄労働基準監督署にお問い合わせください。

上記に係る労働者に対し、次の際に健康診断の実施が必要です。

- (1) 雇入れや配置換えなど、その業務に就くこととなったとき
 - (2) 6ヶ月以内ごとに一回定期に※4
 - (3) その他医師が必要と認めるとき
- ※4 一部例外があります。
次の業務の胸部X線直接撮影による検査は、1年以内ごとに一回必要とされます。
- ◎ ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務
 - ◎ ニツケルカルボニル（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。

- ◎ 定期に実施した健康診断については、遅滞なく監督署に報告することが必要です。
- ◎ 事業場規模（労働者数）にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ 上記※3の業務に従事させたことのある労働者を使用している間は、業務を廃止しても健康診断実施、報告が必要です。この場合、「従事労働者数」ゼロ人と記載の上、「受診労働者数」その他該当欄を記載して報告してください。
- ◎ 上記※3の業務以外については、業務を廃止した場合、実施、報告とも不要になります。

石綿健康診断 報告様式：石綿健康診断結果報告書（様式第3号 帳票番号80310）

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

- ◎ 石綿※5の製造、取り扱い又は粉じんを飛散する場所における業務（周辺業務）を行う場合 ※5 石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その
- ◎ 石綿※5の製造、取り扱い又は粉じんを飛散する場所における業務（周辺業務）に過去、従事させたことのある労働者を現に使用している場合（過去、従事させたことのある退職者についても健診を実施することが望ましいとされます。） 他物を含みます。

上記に係る労働者に対し、次の際に健康診断の実施が必要です。

- (1) 雇入れや配置換えなど、その業務に就くこととなったとき
- (2) その後6ヶ月以内ごとに一回定期に
- (3) 上記の健康診断の結果、医師が必要と認めるとき

- ◎ 定期に実施した健康診断については、遅滞なく監督署に報告することが必要です。
- ◎ 事業場規模（労働者数）にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ 過去、従事させたことのある労働者を使用している間は、業務を廃止しても健康診断実施、報告が必要です。この場合、「従事労働者数」ゼロ人と記載の上、「受診労働者数」その他該当欄を記載して報告してください。

鉛健康診断 報告様式：鉛健康診断結果報告書(様式第3号 帳票番号38052)

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

◎ 鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)※6を行う場合

※6 「鉛業務」とは鉛健康診断結果報告書(様式第3号)裏面の別表1の業務をいいます。

上記の業務に従事する労働者に対し、次の際に健康診断の実施が必要です。

- (1) 雇入れや配置換えなど、その業務に就くこととなったとき
- (2) その後6ヶ月以内ごとに一回定期に※7
- (3) その他医師が必要と認めるとき

※7 一部例外があります。次の業務については、1年以内ごとに一回定期に、健康診断が必要とされます。動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務、自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務、鉛化合物を含有する軸薬を用いて行なう施軸又は当該施軸を行なった物の焼成の業務、鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務またはこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務

- ◎ 定期に実施した健康診断については、遅滞なく監督署に報告することが必要です。
- ◎ 事業場規模(労働者数)にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ 業務を廃止した場合には、実施、報告とも不要になります。

四アルキル鉛健康診断 報告様式：四アルキル鉛健康診断結果報告書(様式第3号 帳票番号38053)

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

◎ 四アルキル鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)※8を行う場合

※8 「四アルキル鉛業務」とは四アルキル鉛健康診断結果報告書(様式第3号)裏面の別表の業務をいいます。

上記の業務に従事する労働者に対し、次の際に健康診断の実施が必要です。

- (1) 雇入れや配置換えなど、その業務に就くこととなったとき
- (2) その後3ヶ月以内ごとに一回定期に

- ◎ 定期に実施した健康診断については遅滞なく監督署に報告することが必要です。
- ◎ 事業場規模(労働者数)にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ 業務を廃止した場合には、実施、報告とも不要になります。

高気圧業務健康診断 報告様式：高気圧業務健康診断結果報告書(様式第2号 帳票番号38055)

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

◎ 高気圧業務※9を行う場合

※9 「高気圧業務」とは高気圧業務健康診断結果報告書(様式第2号)裏面の別表の業務をいいます。

上記の業務に従事する労働者に対し、次の際に健康診断の実施が必要です。

- (1) 雇入れや配置換えなど、その業務に就くこととなったとき
- (2) その後6ヶ月以内ごとに一回定期に
- (3) 上記の健康診断の結果、医師が必要と認めるとき

- ◎ 定期に実施した健康診断については遅滞なく監督署に報告することが必要です。
- ◎ 事業場規模(労働者数)にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ 業務を廃止した場合には、実施、報告とも不要になります。

電離放射線健康診断 報告様式：電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号 帳票番号80307)

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

◎ 放射線業務※10で管理区域に立ち入る作業を行う場合

※10 「放射線業務」とは労働安全衛生法施行令別表2の業務をいいます。電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号)裏面の別表のものが線源となります。

上記の業務に従事する労働者に対し、次の際に健康診断の実施が必要です。

- (1) 雇入れや配置換えなど、その業務に就くこととなったとき
- (2) その後6ヶ月以内ごとに一回定期に

- ◎ 定期に実施した健康診断については遅滞なく監督署に報告することが必要です。
- ◎ 事業場規模(労働者数)にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ 業務を廃止した場合には、実施、報告とも不要になります。

じん肺健康診断等 報告様式：じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号 帳票番号80308)

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

◎ 粉じん作業※11に従事する労働者、過去に粉じん作業に従事させた労働者に対し、下記の健康診断実施が必要です。

※11 「粉じん作業」とはじん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)裏面の別表の業務をいいます。

◎ 粉じん作業※11を行う事業場は、毎年1月1日～2月末日までの間に、「じん肺健康管理実施状況報告」を監督署に提出する必要があります。

- (イ) 就業時健康診断 新たに粉じん作業に従事することになった労働者に対し就業の際、実施が必要です。
- (ロ) 定期健康診断 下表の際、実施が必要です。なお、第2、3、4号の労働者については、1年以内ごとに1回、「肺がんに関する検査」を実施することが必要です。

第1号	常時粉じん作業に従事する労働者	3年以内 ごとに一回
第2号	常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2または3	1年以内 ごとに一回
第3号	過去に粉じん作業に従事した労働者でじん肺管理区分が管理2	3年以内 ごとに一回
第4号	過去に粉じん作業に従事した労働者でじん肺管理区分が管理3	1年以内 ごとに一回

「じん肺健康管理実施状況報告」の注意点

この報告は、健康診断結果のみを報告する趣旨ではありません。粉じん作業従事者数、労働者のじん肺管理区分別内訳などの事項を毎年報告するという、もう一つの重要な趣旨があります。

これら管理状況に関する事項は、毎年12月末日時点で記載していただきます。このため年の途中で報告することはできません。

毎年12月末日を過ぎた後に記載し、翌年1月1日～2月末日までの期間に提出するのが正しい報告となります。ご注意ください。

また健康診断の実施は必ずしも毎年ではありませんが、管理状況の報告は毎年必要です。このため健康診断を行っていない年も報告が必要となりますので、あわせてご注意下さい。

- ◎ 事業場規模(労働者数)にかかわらず、実施、報告が必要です。
- ◎ じん肺有所見者を使用している間は、粉じん作業を廃止しても健康診断実施、報告とも必要です。

(ハ) 定期外健康診断 一般健康診断など他の健診で、じん肺の所見、疑いを診断された労働者、または合併症により一年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により休業、療養を要しないと診断されたときに、遅滞なく実施が必要です。

(ニ) 離職時健康診断 1年以上使用していた労働者が、離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたとき、直前の健診から一定以上期間が空いている場合には実施が必要です。

指導勧奨による特殊健康診断 報告様式：指導勧奨による特殊健康診断結果報告書(帳票番号38058)

◎ 派遣中の労働者については派遣先で実施してください。

◎ 健康診断を実施すべき業務は、「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」(帳票番号38058)裏面、別表の業務です。

騒音障害防止のためのガイドラインの策定について(平4.10.1基発第546号)
振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について(昭50.10.20基発第609号)
職場における腰痛予防対策の推進について(平6.9.6基発第547号)
VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて(平14.4.5基発第0405001号)

- ◎ 左記通達などに留意してください。
- ◎ 実施後は、事業場規模(労働者数)にかかわらず、報告してください。
- ◎ 業務を廃止した場合には、実施、報告とも不要になります。